

平成 18 年 3 月 31 日  
国 土 交 通 省

## 次世代の基盤空間情報整備について（案）

### 1. 基盤空間情報の整備等に関する新計画（NEXT-GIS）について

#### （1）新たな計画の必要性

現行の「GIS アクシオンプログラム 2002-2005」が本年度末で終了した後は、基盤空間情報の整備・提供及び GIS による基盤空間情報の利活用（以下「基盤空間情報の整備等」という。）に関する新計画が必要と考えられる。

基盤空間情報：統計情報など位置に関わる情報を地表及びその周辺の位置（水域含む。）に対応付けるための基礎となる電子的な地図情報。

このため、平成 18 年度において、平成 18 年度以降を計画期間とする新たな計画（以下「新計画」という。）を作成し、基盤空間情報の整備等の一層の促進を図るものとする。

計画策定後、適宜フォローアップを行い、必要に応じて計画を見直す。

#### （2）今後の検討のポイント

##### 《基盤空間情報の整備に関する事項》

- ・ 空間情報の位置的整合を確保するための仕組みのあり方
- ・ 基盤空間情報の互換性を確保するための方策
- ・ 基盤空間情報等の整備の推進方策
- ・ 空間情報の整備等に関する新技術の導入の促進
- ・ 法定図書に民間事業者の空間情報成果を活用するための方策
- ・ 基盤空間情報の行政組織内部・組織間で共有（相互利用を含む）を可能とする仕組みのあり方 等

##### 《基盤空間情報の提供・利活用に関する事項》

- ・ 基盤空間情報のインターネット等による利用者へのワンストップ型提供システム実現に向けた取り組みの推進

- ・ 基盤空間情報の精度・位置的整合・互換性の確保等のための認証のあり方
  - ・ 国の各機関・地方公共団体等の中で円滑なデータ交換等が可能な仕組み
  - ・ 利活用にあたっての手続きの簡素化
  - ・ 利活用における安全性の確保策
  - ・ 基盤空間情報の財産権・著作権の取り扱い
- ・ 基盤空間情報の社会基盤としての性格を踏まえた提供のあり方
  - ・ 空間情報の提供の推進及び空間情報の利用による質の高い行政サービスの提供
  - ・ 基盤空間情報の利活用の促進方策
  - ・ 国、地方公共団体、民間の連携システムのあり方
- 等

## 2 . 測位・空間情報基本法（仮称）をめぐる議論についての考え方

標記については、新計画とあわせて、基盤空間情報の整備等（NEXT-GIS）に係る立法措置の問題として、検討をしてきたところ。（なお、準天頂衛星に関しては、法的措置の問題ではなく、プロジェクトの問題と認識）

その結果、1 . における今後の検討事項のなかには、実行行為で対応可能なものや具体的な検証を通じた検討の積み重ねが必要と考えられるものが多く、政府として基盤空間情報の整備等を円滑に進めるためには、当面は、このような課題に優先的に取り組んでいくことが重要と認識。

なお、新計画の推進にあたっては、個別の取り組みの関連性を明確にし、基盤空間情報の整備等を一連の流れとして捉え、戦略的に取り組んでいくことが重要であると認識。法制度面の検討については、このような取り組みにおける課題のひとつであり、検討が進むなかで課題解決の必要性が明らかになってきた場合には、関係省庁の連携のもと適切な措置を講じる。

以 上